

審決取消請求事件

令和2年8月26日判決（知財高裁） 令和元年（行ケ）第10174号

キーワード：サポート要件／発明の課題／解決手段の技術的意義

担当 弁理士 小澤和敏

1. 事案の概要

原告は、特許庁が設定登録をした特許権に対して無効審判請求をしたところ、特許庁は請求不成立との審決をしたため、審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2. 結論

請求棄却

3. 本件特許

発明の名称：加熱式エアロゾル発生装置、及び一貫した特性のエアロゾルを発生させる方法

特許番号：第6125008号

出願日：平成25年12月17日

登録日：平成29年4月14日

4. 本件発明

【請求項1】

エアロゾル発生装置におけるエアロゾルの発生を制御する方法であって、前記装置は、エアロゾル形成体を含むエアロゾル形成基材を加熱するように構成された少なくとも1つの加熱要素を含むヒータと、

前記加熱要素に電力を供給するための電源と、
を備え、前記方法は、

前記加熱要素に供給される前記電力を、前記装置を動作させた直後の第1段階において前記加熱要素の温度が初期温度から第1の温度に上昇するよう電力が前記少なくとも1つの加熱要素に供給され、第2段階において前記加熱要素の温度が前記第1の温度よりも低い第2の温度に低下するが、前記エアロゾル形成体の揮発温度より低くならないよう電力が供給され、第3段階において前記加熱要素の温度が前記第2の温度より高い第3の温度に上昇するよう電力が供給されるよう制御するステップを含む、
ことを特徴とする方法。

5. 争点

サポート要件違反についての判断の誤り（取消事由1）。本件発明の課題やその解決手段の技術的意義に照らして、本件特許の特許請求の範囲の請求項1などを見ると、送達特性がより一貫したエアロゾルを提供できない態様の時間や温度のものまでが本件特許の特許請求の範囲に含まれるか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 原告が主張する取消事由 1 は理由がない。

(2) サポート要件について

特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

(3) サポート要件の適合性について

(ア) 本件発明の課題

本件発明は、「ユーザによる複数回の吸煙を含む期間にわたって特性がより一貫したエアロゾルを提供するエアロゾル発生装置及びシステムを提供すること」を課題とし、それを解決した発明であると認められる。

(イ) 請求項 1 に記載された解決手段の技術的意義

本件明細書の記載からすると、特許請求の範囲の請求項 1 などにある第 1, 第 2 及び第 3 段階と第 1, 第 2 及び第 3 の温度の技術的意義は、次のとおりであると認められる。

① 第 1 段階として、加熱要素の温度をエアロゾル形成基材からエアロゾルが発生する温度であるが許容温度（「エアロゾル形成基材から所望の物質の揮発が開始される 温度」から「エアロゾル形成基材から望ましくない物質の揮発が開始される温度」未満又は「エアロゾル形成基材が燃焼する温度」未満）の範囲内の第 1 の温度まで上昇させ、装置及び基材が温まり、凝縮が抑えられてエアロゾルの送達が増加することに伴い、

② 第 2 段階として、エアロゾルの送達を抑えるため、第 1 の温度より低いが、エアロゾル形成基材のエアロゾル揮発温度よりは低くならない、エアロゾルの送達を軽減する温度である第 2 の温度へと加熱要素の温度を低下させ、その後、エアロゾル形成基材の枯渇及び熱拡散の低下に起因するエアロゾル送達の減少が生じるため、それを補償するため、

③ 第 3 段階として、加熱要素の温度を第 2 の温度より高いが許容温度内にある第 3 の温度に上昇させる。

④ これらの構成を採用することにより、本件発明の課題が解決される。

(ウ) サポート要件の適否判断

以上の本件発明の課題やその解決手段の技術的意義に照らして、本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 などを見ると、原告が主張する特性がより一貫したエアロゾルを提供できない態様の時間や温度のものまでが本件特許の特許請求の範囲に含まれるとは解されない。

そうすると、本件特許の特許請求の範囲の請求項 1 などは、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるということができる。

以上